

令和4年度 市・県民税の申告相談

申告書の提出期限は3月15日(火)です

令和4年1月1日現在、坂東市に住所のある方は、収入の有無にかかわらず市・県民税の申告が必要となります。次の事項を参照のうえ、令和3年中の所得などについての申告をお願いします。

申告相談会場および受付について

各会場ともに時間を指定した「当日整理券」を配布します

会場	期間	整理券配布時間・場所	
さしま窓口センター2階 ☎0297(44)3022 (申告期間専用)	令和4年2月8日(火) ～2月10日(木)	①午前8時 ～8時30分 旧猿島庁舎正面玄関前	②午前8時30分 ～午後4時 さしま窓口センター2階
市役所1階多目的ホール ☎0297(35)8222 (申告期間専用)	令和4年2月14日(月) ～3月15日(火) (土・日・祝日を除く)	①午前8時 ～8時30分 市役所正面玄関前	②午前8時30分 ～午後4時 市役所行政情報コーナー

- お住まいの地区にかかわらず、どちらの会場でも申告することができます。
※市役所正面駐車場には限りがあります。市民駐車場など周辺駐車場をご利用ください。
- 配布時間により、整理券配布場所が異なりますのでご注意ください。
- 最終受付時間分の整理券がなくなり次第終了となります。
- 整理券は申告者の人数につき1枚とさせていただきます。
※代表者の方が複数人分必要な場合は申し出てください(同世帯のみ)。
<例>同世帯で申告する方が2名の場合は、整理券2枚の配布となります。
- 整理券は当日のみ有効です。日時の変更はお受けできません。
- 電話、窓口およびインターネット等での予約はできません。
- 指定された時間には余裕をもってお越しください。

申告相談の際にお持ちいただくもの

【共通】

- 本人確認書類：マイナンバーカード
※マイナンバーカードがない場合は、「身分証明書+マイナンバーの記載があるもの」
 - 還付先金融機関の口座番号(本人名義)
 - 税務署からのお知らせハガキ
- 】 該当者のみ

【収入関係】

- 給与、年金収入のある方：源泉徴収票
報酬がある方：支払調書
- 農業、営業、不動産収入のある方：収支内訳書
※収支内訳書は、必ず事前に作成のうえお持ちください。

次ページにつづく